

社会福祉法人桜樹会役員及び評議員並びに評議員選任・解任委員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人桜樹会（以下、「法人」という。）の役員（理事及び監事）及び評議員並びに評議員選任・解任委員（以下「役員等」）の報酬等について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程で役員とは、法人の理事、監事及び評議員並びに評議員選任・解任委員をいう。

- (1) 常勤役員とは週3日以上勤務する者をいう
- (2) 非常勤役員とは常勤役員以外の者をいう

(理事会及び評議員会並びに評議員選任・解任委員会への出席報酬)

第3条 役員等には勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員等については、当てはまる役員の予定がないため、対象常勤役員が出た場合、規程を変更し支給する。
 - (2) 非常勤役員等については、業務に応じた報酬を別表1により支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。
- 2 交通費は、実費とする。
 - 3 宿泊を伴う場合は、その実費とする。

(理事及び評議員の報酬)

第4条 理事長が、理事会及び評議員会以外の日において、法人業務及び法人が実施する介護福祉サービスの事業（以下、「事業」という。）の運営の為に業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。ただし、理事長が特に必要があると認めた場合はこの限りではない。

- 2 非常勤理事が理事会以外の日において、理事長の命を受けて法人業務及び事業の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。
- 3 非常勤評議員が評議員会以外の日において、理事長の命を受けて法人業務及び事業の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。
- 4 交通費は、実費とする。
- 5 宿泊を伴う場合は、その実費とする。

(監事の報酬)

第5条 監事が法人及び事業の運営状況を指導又は監査の業務にあたった場合、別表2により報酬を支払うことができる。ただし、理事長が特に必要があると認めた場合はこの限りではない。

- 2 交通費は、実費とする。
- 3 宿泊を伴う場合は、その実費とする。

(出張旅費)

第6条 非常勤役員等が、法人業務のため出張する場合は、別表3により報酬及び旅費を支給することができる。

(報酬等の支給方法)

第7条 非常勤役員等に対する報酬等の支給の時期は、毎年度末に支給する。ただし、年度の途中で退職したときは退職した後1か月以内に支給する。

2 出張旅費の支給の時期は、出張後速やかに支給する。

3 報酬等は、通貨をもって本人に支払うものとする。ただし、本人から申し出があったときは、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(適用除外)

第8条 事業の職員を兼務する役員及び評議員並びに評議員選任・解任委員は、この規程は適用しない。

但し、通常業務の時間外に行われる理事会及び評議員会に出席した場合は、別表1により支給することができる。

(改正)

第9条 この規程を改正する必要がある場合には、評議員会の議決を経なければならない。

附則 この規程は、平成22年7月16日より施行する。

附則 この規程は、平成24年11月10日より変更する。

附則 この規程は、平成27年4月1日より変更する。

附則 この規程は、平成29年4月1日より変更する。

附則 この規程は、平成29年12月1日より変更する。

附則 この規程は、令和2年4月1日より変更する。

附則 この規程は、令和6年4月1日より変更する。

別表1(3条関係)

名称	報酬
理事会出席報酬等	10,000円(税込)
評議員会出席報酬等	10,000円(税込)
評議員選任・解任委員会出席報酬等	10,000円(税込)

別表2(第4条及び5条関係)

名称	報酬
理事長業務報酬等	20,000円(税込)
理事及び評議員業務報酬等	15,000円(税込)
監事監査指導報酬等	30,000円(税込)

別表3(第6条関係)

名称	報酬1日	旅費
報酬及び旅費	20,000円(税込)	実費弁償費

理事会等に出席する理事、監事の年間報酬総額の上限は200,000円とする。